

第4章

プランの内容



基本目標Ⅰ 男女がともに参画できる社会への意識づくり

男女共同参画に関する各種啓発活動を行うとともに、学校教育・生涯学習等を通じた男女共同参画を推進する教育を充実し、男女共同参画社会への市民の理解を深めます。また、女性に対するあらゆる暴力についての予防と根絶のための支援体制の確立に努めます。

基本目標

男女がともに参画できる社会への意識づくり

方針1 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

方針2 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実

方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

方針1 男女共同参画意識を高める啓発活動の充実

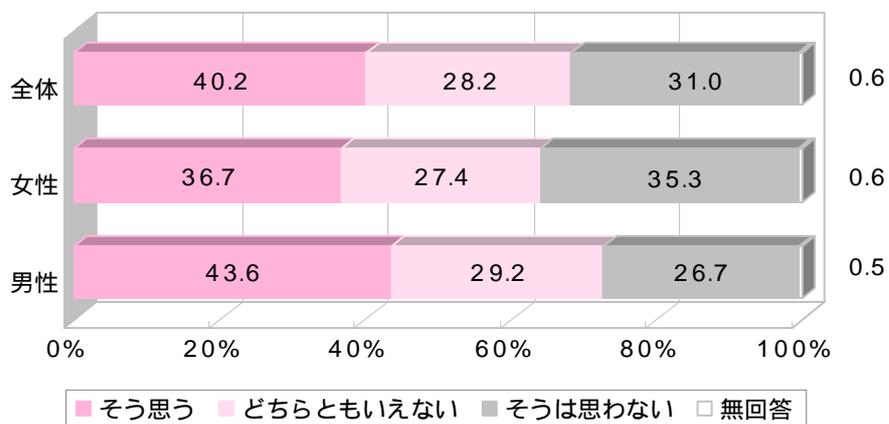
現状と課題

男女共同参画社会の形成は、まず個人としての尊厳が尊重されることが大前提となります。このため、人権についての正しい理解を推進するとともに、市民の人権意識を高める啓発活動を充実させる必要があります。

アンケート調査（平成17年12月実施「男女共同参画に関するアンケート調査」）によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が残っており、男女平等を実現するうえでひとつの大きな障害になっていると考えられます（図1参照）。

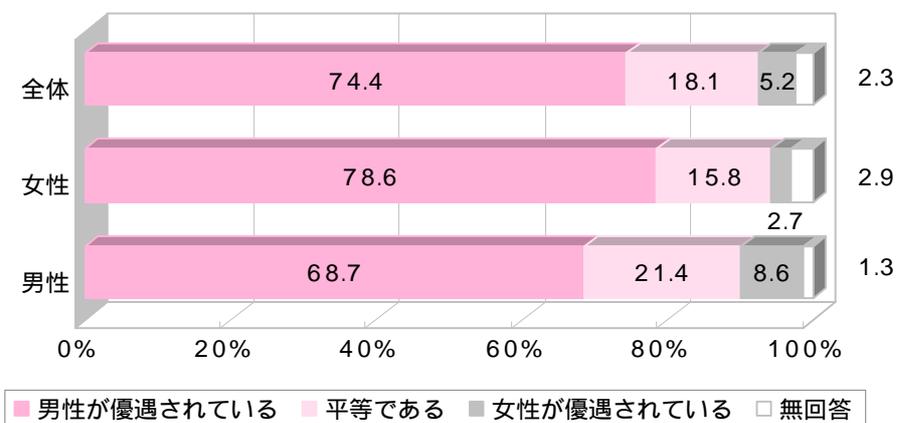
本市においては、人権問題に関する啓発活動や人権を侵害された場合の相談事業をはじめ、学校や生涯学習の場で人権に関する教育を実施しています。今後も児童生徒をはじめ一般市民の人権問題に対する正しい理解を深め、さらなる人権意識の高揚を図る必要があります。

図1 固定的性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：平成17年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

図2 社会全体でみた場合、男女の地位は平等になっていると思うか



資料：平成17年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

施策の方向1 人権啓発の充実

男女がともに性別に関わりなく個人として人権が尊重されるよう、人権に関する相談事業、啓発活動、学習講座などの充実を図り、あらゆる場面を活用して啓発に努めます。

具体的施策	内容	関係課
人権に関する啓発活動の推進	人権啓発講演会を年2回開催します。また、人権問題に関するパンフレット等を作成し、啓発活動を推進します。	市民課 福祉総務課
人権教育の推進	学校教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育において人権問題をテーマに研究会や講演会・講座等を開催します。	学校教育課 社会教育文化課
人権相談窓口の充実	人権擁護委員による人権相談窓口を月3回開設します。	市民課

施策の方向2 男女共同参画意識の高揚

男女がともに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、啓発活動を充実します。

具体的施策	内容	関係課
広報紙、ホームページ等による男女共同参画に関する啓発活動の推進	市報、ホームページ等を活用し、啓発活動を推進します。	企画課 秘書広報課
男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画社会の実現をテーマにフォーラムを開催し、男女共同参画に関する市民の意識啓発を推進します。	企画課
広報物のガイドラインの作成	市（行政）の発行する刊行物においてかたよった用語・表現のないようガイドラインを作成し、その活用を図ります。	企画課 秘書広報課

方針2 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実

現状と課題

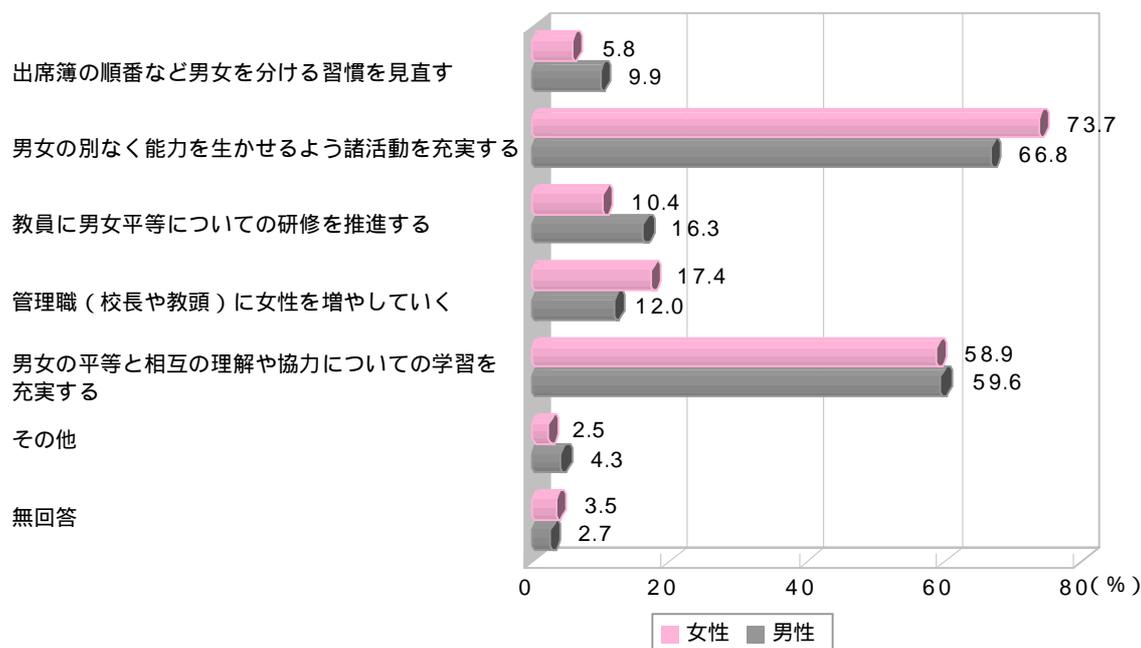
男女共同参画は、家庭、地域、社会全体のあらゆる場面で実現される必要があります。そのためには、すべての市民が男女共同参画について学習し、理解を深めることが重要です。

アンケート調査によると、男女平等の人間関係をつくるために学校教育で必要なことについては「男女の別なく能力を生かせるような諸活動を充実する」「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が多くなっています（図3参照）。

本市では、学校、幼稚園、保育園の教職員等指導者を対象に研修を行い、子どもの成長過程、発達段階に応じて男女平等、相互理解、両性の自立について指導しています。学校においては、各教科をはじめ、道徳や特別活動、総合的な学習の時間において日常的に男女平等を推進する教育を実施しています。また、幼いときから男女平等意識を形成することは、男女共同参画社会の確立にとって大切なことです。

教育、保育の場において慣習や伝統からくる固定的な性別役割分担意識を払拭し、男女平等を推進する教育の視点に立った学習機会を整備し、家庭教育学級等の生涯学習の場においても、男女共同参画社会の実現に向けて学習機会や内容の充実を図ることが重要です。

図3 男女平等のための学校教育のあり方



資料：平成17年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

施策の方向1 男女平等を推進する教育の充実

子どもの発達段階に応じて男女平等観の形成を図り、自立の意識を育み、一人ひとりの個性や能力を尊重し、主体的に学び、考え、行動できる教育を推進します。

具体的施策	内容	関係課
学校等における男女平等を推進する教育の充実	学校における各教科をはじめ道徳、特別活動、総合的な学習の時間や幼稚園・保育園における男女平等を推進する教育の充実を図ります。	学校教育課 児童福祉課
教職員等指導者に対する研修の実施	教職員等指導者を対象に、男女平等についての研修を実施し、その実践に努めます。	学校教育課 児童福祉課
保護者に対する男女共同参画推進の働きかけ	保護者を対象とする講演会等を実施し、家庭、子育てにおける男女共同参画の必要性についての意識を高めるよう働きかけます。	学校教育課 児童福祉課

施策の方向2 男女共同参画に関する学習機会の充実

生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等の意識を高め、男女共同参画に関する正しい意識を持つことができるよう学習機会の充実を図ります。

具体的施策	内容	関係課
男女共同参画に関する講座の実施	家庭教育学級等、男女共同参画に関する講座を開催します。	社会教育文化課
市民向けの出前講座の実施	男女共同参画意識の醸成を図るため、希望する市民に対して、出前講座を実施します。	企画課
図書館における男女共同参画に関するコーナーの充実	男女共同参画に関するコーナーを設置し、図書の実質を図ります。	図書館

方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

女性に対する暴力には、性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等、男性が優位に立ち女性はそれに従うものであるという誤った社会的認識があると考えられています。暴力は、被害者に恐怖と不安を与え、自由を束縛し、自信を喪失させ、さらに従属的な状況に追い込む犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成するうえで克服すべき大きな課題としてその根絶に向けた努力が必要です。

アンケート調査によると、配偶者等から『何らかの暴力を受けたことがある』と回答した人は、女性で27.4%、男性で12.0%です。そのうちの63.1%の人は、「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答しています（図4参照）。配偶者等からの暴力の被害が深刻になる前に、被害者が一人で悩まず、早期に問題解決できるよう関係機関と連携し、相談体制を充実していく必要があります。

また、配偶者等からの暴力、いわゆる¹ドメスティック・バイオレンス(DV)だけでなく、²セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、³パワー・ハラスメント等、女性に対するあらゆる暴力の根絶のために、市民の認識を高めることが重要です。

1 ドメスティック・バイオレンス(DV)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いためである。ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではない。

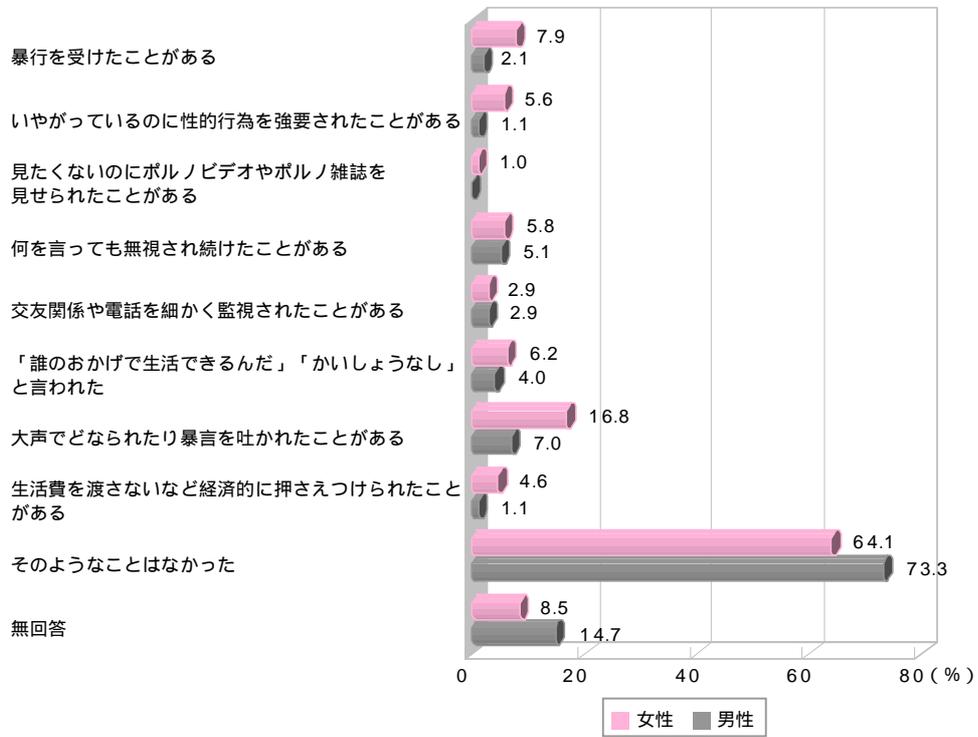
2 セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」という意味で用いられる言葉である。労働や教育など、公的な場における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を為すこと。特に、労働の場において、女性に対して、女性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を男性が行うこと。

3 パワー・ハラスメント

「権力いやがらせ」という意味で用いられる造語である。会社などで職権などのパワーを背景にし、本来の業務の範疇を超えて、継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。

図4 夫または妻や恋人からの暴力を受けた経験



資料：平成17年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査



施策の方向1 女性等に対する暴力を 予防するための社会的認識の徹底

ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、パワー・ハラスメント等、あらゆる暴力を予防するために、市民の認識を高める意識啓発を推進します。

具体的施策	内容	関係課
ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する広報・啓発活動の推進	ドメスティック・バイオレンス（DV）に関するパンフレットを配布し、ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する市民の意識を高めるため、被害者の早期相談を促すための啓発活動を推進します。	児童福祉課 企画課
セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、パワー・ハラスメント等の予防に関する広報・啓発活動の推進	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、パワー・ハラスメント等、主に女性が被害者となるあらゆる暴力についての市民の認識を高めるための広報、啓発活動を推進します。	企画課

施策の方向2 被害者の支援体制・相談窓口の充実

ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者を対象とする相談窓口の充実や被害者女性の保護や自立支援対策を充実し、被害者がひとりで悩まず、被害が深刻になる前に相談を受け、問題解決ができるよう関係機関と連携し、施策の充実を図ります。

具体的施策	内容	関係課
ドメスティック・バイオレンス（DV）等に関する相談体制の充実	女性相談センター、福祉事務所、警察等関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害者の相談事業を実施します。	児童福祉課
被害者女性の保護・自立への支援	ドメスティック・バイオレンス（DV）の内容により、被害者を一時保護し、加害者から離れて、自立して生活できるように関係機関と連携し、施設の入所、就職の斡旋等を行います。	児童福祉課

基本目標Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり

企業や農林漁業・商工自営業等の「働く場」において、男女が平等に個性や能力を発揮して働けるような環境の整備に努めます。また、育児・介護等に対する支援策の充実を図ります。

基本目標

男女がともに働きやすい環境づくり

方針1 雇用の分野における男女平等の推進

方針2 仕事と家庭との両立への支援

方針3 農林漁業、商工自営業における労働環境の整備

方針1 雇用の分野における男女平等の推進

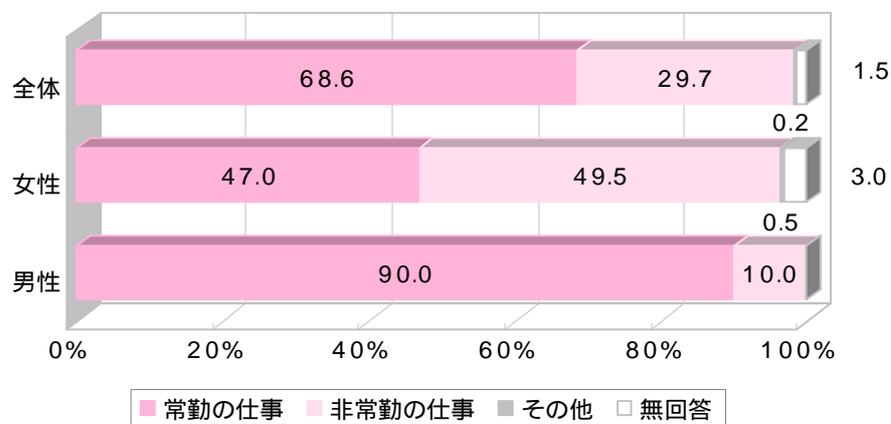
現状と課題

男女共同参画社会の実現において、就業は生活の経済的基盤を形成するものであり、男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境を整備することが重要です。また、少子化により将来的な労働力不足が懸念されるなかで、特に女性の社会参画が求められています。

アンケート結果によると、勤め人のうち常勤の仕事に就いている人は、男性が90.0%であるのに対して、女性は47.0%にとどまっており、正社員は男性が多く、その他の社員は女性が多い現状にあります（図5参照）。

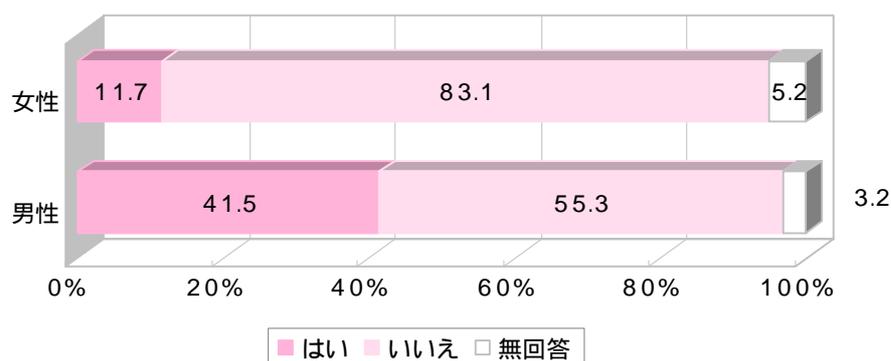
男女雇用機会均等法の改正等により、法的な就業環境の整備は着実に進んでいますが、現実には、雇用状況や昇進・昇格については、アンケート結果にみられるように依然として男女格差があり、平等とは言えません（図6参照）。女性が性別により差別されることなく、なおかつ、母性が尊重され、充実した職業生活をおくれるよう関係機関等と連携しながら、事業主に対する情報提供や意識啓発を図ることが重要です。

図5 就労形態について



資料：平成17年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

図6 役職についているかどうか



資料：平成17年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

表1 市内事業所の性別職種別従業者数

	正社員	その他の社員
男性（回答事業所数）	91 事業所	65 事業所
（全体）	2,210 人	629 人
（平均）	24.3 人	9.7 人
女性（回答事業所数）	88 事業所	72 事業所
（全体）	719 人	1,118 人
（平均）	8.2 人	15.5 人

資料：平成18年度海津市男女共同参画に関する事業所アンケート調査

施策の方向1 男女の均等な雇用機会の確保と推進

国や県、関係機関等との連携を図り、事業主に対して男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の周知・啓発に努め、労働条件の改善及び雇用、就労の場における男女平等が実現されるよう情報提供を推進します。

具体的施策	内容	関係課
事業主に対する法制度に関する周知・啓発	国や県、関係機関等との連携により、事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の広報等を通じた周知・啓発活動や情報提供を推進します。	商工観光課
働く男女への情報提供	労働に関する法令の普及、啓発や労働条件に関する情報提供を推進します。	商工観光課

施策の方向2 女性の職業能力発揮のための支援

女性はその能力を十分に発揮するため、研修等に参加するよう意識啓発や情報の提供等の働きかけを行います。

また、結婚や出産等で退職した女性が再就職を希望する場合に、事業主が再雇用する制度を設ける等の情報提供を推進します。

具体的施策	内容	関係課
女性の職業能力向上を図る各種研修の情報提供	女性に対して関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等の情報提供を推進します。	商工観光課 企画課
女性の起業支援	起業を目指す女性に対して、起業に関する情報提供や相談等の支援を行います。	商工観光課
女性の再就職の支援など雇用環境の整備促進	結婚や出産等で退職した女性を再雇用する制度を設ける等、事業主への情報提供を推進します。	商工観光課

方針2 仕事と家庭との両立への支援

現状と課題

男女がともに仕事と育児、介護等を両立させ、ゆとりをもった生活を送ることができるようにするための環境づくりをしていくことが重要です。

アンケート調査によると、仕事と育児、介護等を担っているのは女性に多くみられ、仕事をしている女性にとっては、仕事と育児等の負担が大きいといえます（図7参照）。

女性の社会進出が進み、子どもができて働き続ける女性が増えるなか、保育サービスの充実を図るとともに、男性の育児等への参画を促し、男女がともに仕事と家庭を両立できるような支援が必要です。

図7 共働き世帯で、項目ごとに家庭において主に行っている人は誰か



資料：平成17年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

施策の方向 1 育児との両立支援策の充実

男女がともに育児と仕事を両立していけるよう、子育て支援体制の整備・充実に図ります。

具体的施策	内容	関係課
保育サービスの充実	働く親を支援するため、市立保育園5園、私立保育園7園の計12保育園で0歳児から5歳児までの保育を行います。	児童福祉課
延長保育の充実	働く親のライフスタイルに対応した延長保育の充実に図ります。	児童福祉課
一時保育の充実	保護者の疾病やリフレッシュ、勤務形態等により一時的に保育が必要な子どもを保育園で預かる事業の充実に図ります。	児童福祉課
子育て支援の充実	子育て家庭に対する育児相談指導や子育てサークルの育成・支援等の充実に図ります。	児童福祉課
放課後児童の健全育成対策の充実	小学生を対象に、放課後や長期の休み期間に、留守家庭となる児童に対して留守家庭児童教室の充実に図ります。	児童福祉課
障害児タイムケア事業の充実	養護学校等に通う児童を対象に放課後や長期の休み期間の一時預かりにより、障害児等の保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。	障害福祉課
¹ 育児休業制度の普及・定着促進	広報等さまざまな媒体を活用して、育児休業制度の周知・啓発活動を推進します。	商工観光課
男性の育児休業取得促進の働きかけ	女性だけでなく、男性も積極的に育児休業制度を活用し、男女が協力して子育てできるよう事業所等へ働きかけを行います。	商工観光課

施策の方向2 介護との両立支援策の充実

介護について、男女がともに担っていくことができるよう、事業主に対して²介護休業制度の啓発に努めるとともに、家庭においても介護の負担が軽減できるように介護サービスの充実を図ります。

具体的施策	内容	関係課
介護休業制度の定着促進	介護休業制度の啓発を図り、利用に向けて情報提供を推進します。	商工観光課
介護サービス等の充実	介護保険事業計画を着実に推進するため、利用に向けて情報提供を推進します。	高齢福祉課

施策の方向3 ライフスタイルに応じた多様な働き方の促進

家庭と仕事との両立を目指して、男女がともに働きやすい労働環境の整備に努めていきます。

具体的施策	内容	関係課
多様な働き方に関する事業主への情報提供	事業主に対して、多様な働き方のできる制度に関する情報提供を推進します。	商工観光課 農林振興課
パート派遣労働法等の法令周知	パート派遣労働法等の労働関連の法令について、情報提供を推進します。	商工観光課

1・2 育児休業・介護休業制度

平成13年2月に改正した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」は、平成3年法律第76号「育児休業等に関する法律」を名称変更・内容充実等をされたもので、その内容としては、1歳未満の子を養育する労働者、または介護が必要な家族を抱えた労働者が子の養育または家族の介護のための休業を事業主に申し出ることができることや、育児・介護を行う労働者の深夜業の制限など、労働者の職業生活と家庭生活との両立支援を目的としている。

施策の方向4 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が自立し、地域で幸福に生活することができるような支援策の充実を図ります。

具体的施策	内容	関係課
ひとり親家庭の相談・指導の充実	ひとり親家庭が、自立して生活ができるように、相談体制の充実を図ります。	児童福祉課
ひとり親家庭への経済的支援	父子家庭には、父子手当の支給、母子家庭においては、児童扶養手当の支給のほか医療費の助成等経済的支援を図ります。	障害福祉課 児童福祉課
母子家庭への自立支援	母子家庭の自立に必要な自立支援教育訓練給付金の支給や福祉資金の貸付など事業の充実を図ります。	児童福祉課



方針3 農林漁業・商工自営業における労働環境の整備

現状と課題

農林漁業・商工自営業においては、家族経営を行っている世帯が多く、女性も重要な担い手となっています。

アンケート調査によると、家族従業者として働いている人は、「仕事に定休日がある」「1日の就業時間が決まっている」は半数に満たない状況にあります（図8参照）。

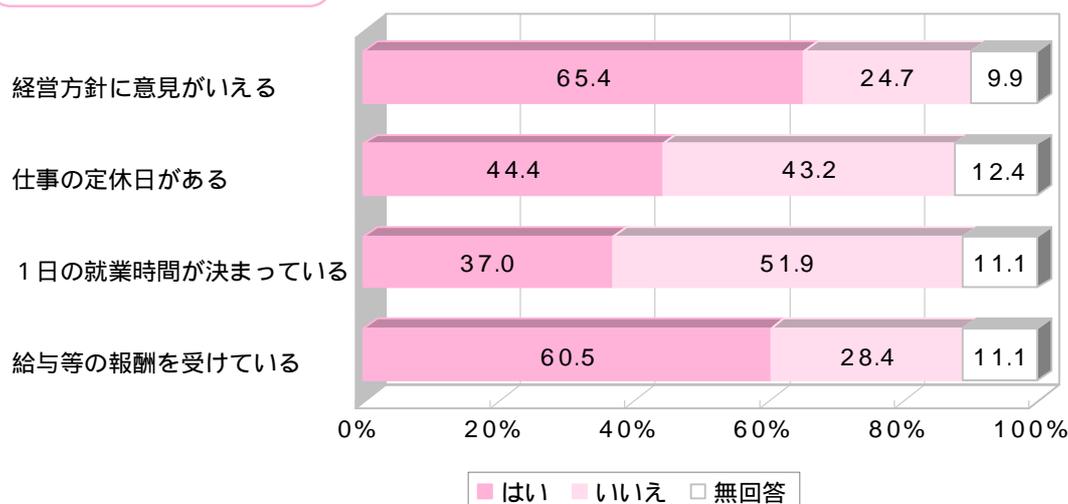
また、家族経営協定を締結しているのは、専業農家219戸（2005年農林業センサス調査）に対し59戸（平成18年4月1日現在）で、割合は26.9%です。農林漁業・商工自営業に従事する女性は、仕事をしながら同時に家事や育児等も担っているうえ、労働条件や待遇が不明確である等改善すべき多くの課題があります。

女性の就労条件を明確にし、女性の就労環境の改善を図ることが重要です。

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要なことから、「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを明確化し、文書にして取り決めたもの。

図8 家族従業者の状況



資料：平成17年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

施策の方向 1 家族就労者の労働環境の整備

農林漁業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう啓発や情報提供を推進します。

具体的施策	内容	関係課
家族経営協定締結の促進	農業経営主と家族従業者が労働条件、経営、資産についての取り決めを行う家族経営協定の締結を促進します。	農林振興課
岐阜県女性農業経営アドバイザー（GLAMA）いきいきネットワークの推進	岐阜県女性農業経営アドバイザーが会員相互の交流を図り、経営管理能力を高め、女性農業者のリーダーとして積極的な役割を果たすよう支援します。	農林振興課
女性の認定農業者の推進	共同経営をしている女性も認定農業者として経営に参画することができる制度の普及を推進します。	農林振興課
女性の農業者年金加入の促進	農業者の老後の生活を保障する農業者年金に女性も加入するよう働きかけます。	農林振興課 農業委員会
家内労働に従事する女性への情報提供	商工自営業の家族従業者に対しての情報提供や啓発活動を推進します。	商工観光課

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、市町村の基本構想に照らして適切である、その計画の達成される見込みが確実である、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、といった基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。



基本目標Ⅲ 男女がともに担う地域社会づくり

市の審議会・委員会等への女性の積極的な登用を通じて、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進します。また、地域活動等への参加促進により、地域においても男女共同参画を推進します。

基本目標

男女がともに担う地域社会づくり

方針1 政策・方針決定の場における女性の参画の拡大

方針2 地域社会における男女共同参画の促進

方針1 政策・方針決定の場における女性の参画の拡大

現状と課題

男女共同参画を実現するためには、社会のあらゆる分野において、政策・方針決定の過程に女性が参画することは極めて重要なことです。

アンケート調査によると、国や県、市（行政）の政策や企画の方針決定に女性の意見を反映するようにした方がよいかどうかについては、男女ともに*『そう思う』が多くなっています（図9参照）。

本市の審議会、委員会等における女性委員の登用状況は22.4%（平成18年4月1日現在）で女性の参画がない審議会、委員会等も少なくありません。男女共同参画社会基本法では、参画において男女間に格差がある場合は、それを改善するために、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を実施することが含まれています。

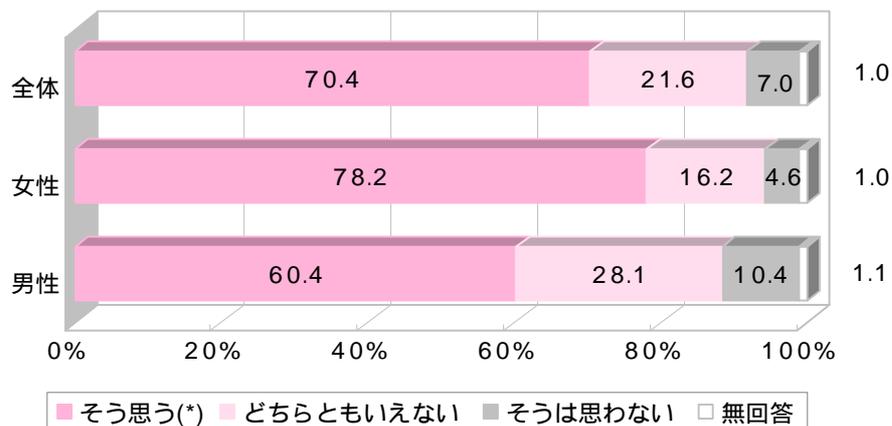
そのため、市（行政）も積極的に取り組みますが、事業主、団体等においても女性の参画促進や意識改革、働きやすい環境の整備が重要です。

ポジティブ・アクション

固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から男女労働者の間に事実上生じている差があるとき、それを解消するための自治体や企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

女性だからという理由だけで女性を「優遇」するものではなく、これまでの慣行や固定的な性別の役割分担などが原因で、女性は男性よりも能力発揮しにくい環境におかれている場合に、こうした状況を是正するための取り組み。

図9 国や県・市政において、政策や企画の方針を決定の際に女性の意見をもっと反映するようにしたほうがよいと思うか



* 「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の計

資料：平成18年度海津市男女共同参画に関する職員アンケート調査



施策の方向1 審議会、委員会等への女性の参画推進

政策または方針の立案・決定に、女性の意見が反映されるように、審議会、委員会等への女性委員の登用を積極的に推進します。また、女性委員が参画していない審議会、委員会等の解消に努めます。

具体的施策	内容	関係課
審議会、委員会等への女性委員登用の推進	女性委員の登用を積極的に進めていきます。また、登用状況を定期的に調査及び公表し、女性登用を推進します。	企画課

施策の方向2 女性の人材の発掘と育成

女性が社会に積極的に参画していくことができるよう人材の発掘と育成に努めます。

具体的施策	内容	関係課
女性団体の支援	女性団体・グループを対象に、研修や情報の提供を行い、活動の活性化を図ります。	企画課
女性人材リストの作成と活用	市内で活躍する女性の人材リストを作成し、審議会、委員会等の委員選定等に活用します。	企画課

方針2 地域社会における男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画社会では、家庭生活や地域社会において男女がともに積極的に参画することが必要です。

アンケート調査によると、家庭における役割分担は、ほとんどの項目は「主として妻」が担っており、特に家事や育児、介護等、家庭生活への男性の積極的な参画ができるような環境の整備や意識啓発、学習の場が求められています（図10参照）。

また、住みやすい地域社会の実現のためには、男女がともに性別にかかわらず、責任を共有することができるよう働きかけていくことが重要です。

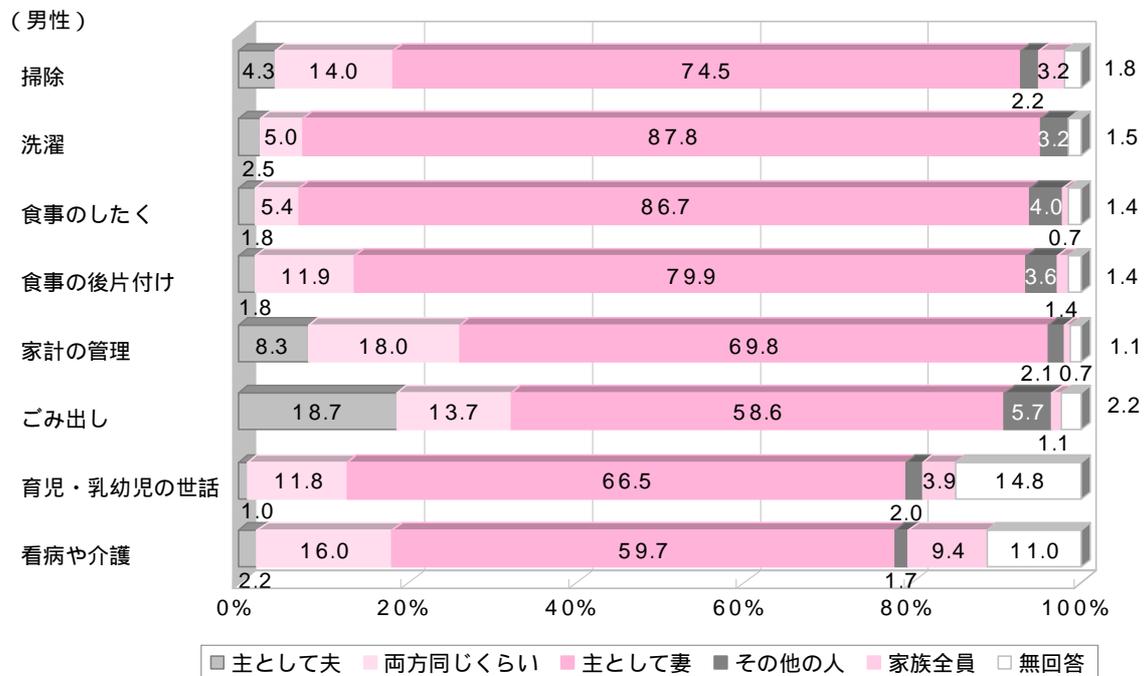
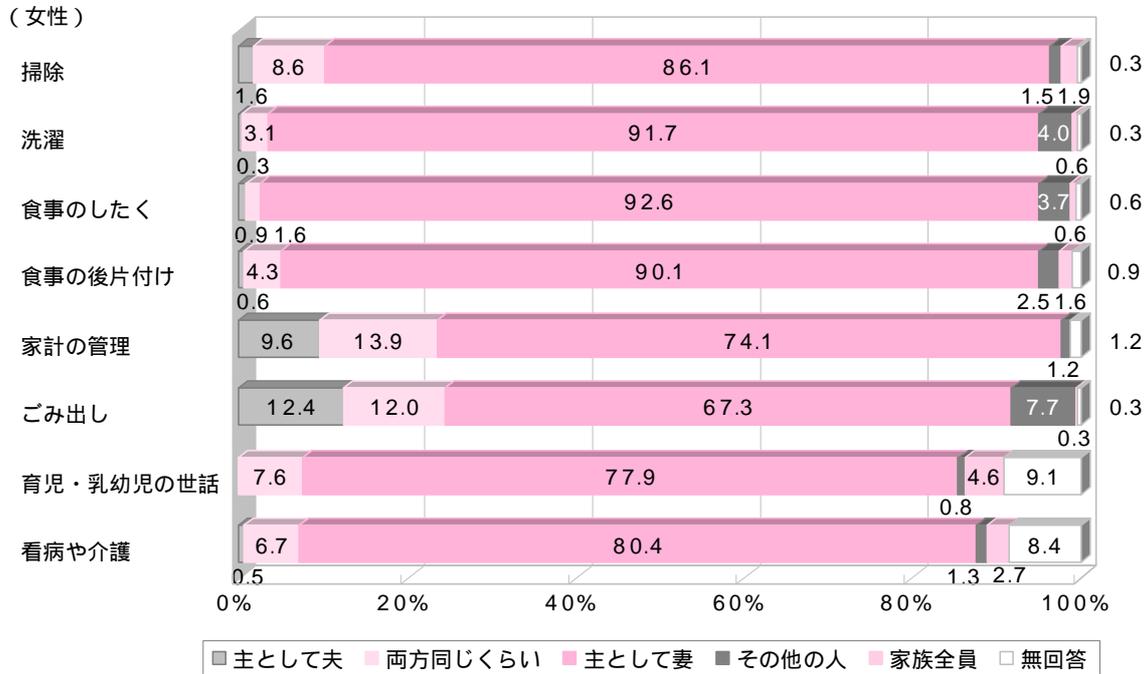
アンケート調査によると、男性の“家庭や地域活動”への参画については多くの人が必要だと認識しているものの、現実には男性は仕事優先となっています（図11、12参照）。

地域社会の活発化のためには、男女がともに家庭や地域活動に参画できるような取り組みが必要です。

また、固定的な性別役割分担意識や慣習、慣行を見直し、地域における積極的な男女共同参画を推進していく必要があります。

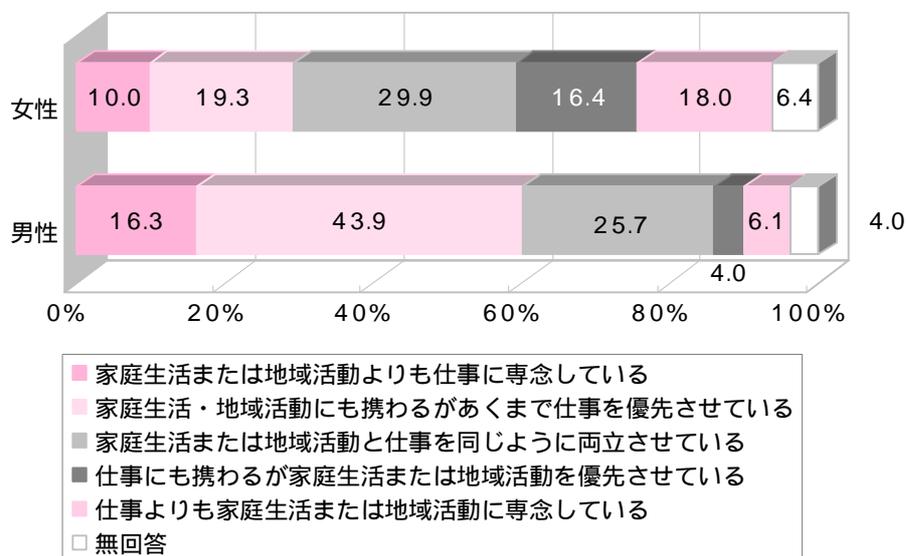


図 10 項目ごとに家庭において主に行っている人は誰か



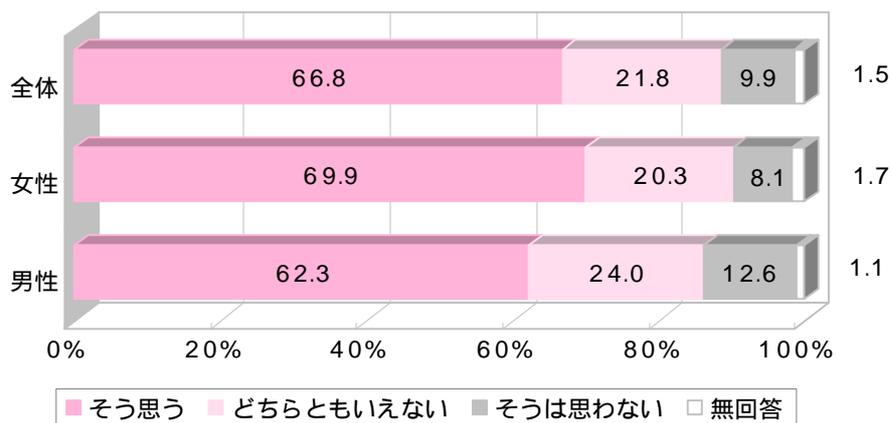
資料：平成 17 年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

図 11 仕事・家庭生活・地域活動の関係での優先度



資料：平成 17 年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

図 12 「男性はもっと地域社会の活動や家庭生活における活動に参画する必要がある」という考え方について



資料：平成 17 年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

施策の方向1 地域活動等への参画の促進

男女がともによりよい家庭・地域づくりについて考え、行動することは、男女共同参画社会の実現の第一歩です。家庭生活や地域においても、さまざまな活動に参画できるよう支援します。

具体的施策	内容	関係課
地域活動等への参画の促進	男女がともにさまざまな地域活動へ参画できるよう、啓発活動を推進します。	企画課 社会教育文化課
市民リーダーの育成	まちづくり講座の開催等を行い、地域活動、まちづくり活動の指導的な立場の人材の育成を推進します。	まちづくり推進課
家庭生活における男女共同参画の促進	男女がともに家事、育児、介護等に参画するよう啓発活動を推進します。	企画課

施策の方向2 団体・グループ間の交流の促進

地域や市全体がさまざまな分野で活発な活動を行えるように団体やグループの交流を図り、男女共同参画の意識が高まるような取り組みを行います。

具体的施策	内容	関係課
市民団体のネットワークづくりの支援	地域におけるさまざまな団体・グループの情報交換やネットワークの形成を推進します。	企画課 まちづくり推進課 社会教育文化課

基本目標Ⅳ 福祉の充実と生涯を通じた健康づくり

高齢者や障害者が自立し、安心して暮らせるように支援の充実を図るとともに、男女の生涯を通じた健康づくりを支援します。

基本目標

福祉の充実と生涯を通じた健康づくり

方針1 安心して生活できる支援の充実

方針2 生涯を通じた健康づくりへの支援

方針1 安心して生活できる支援の充実

現状と課題

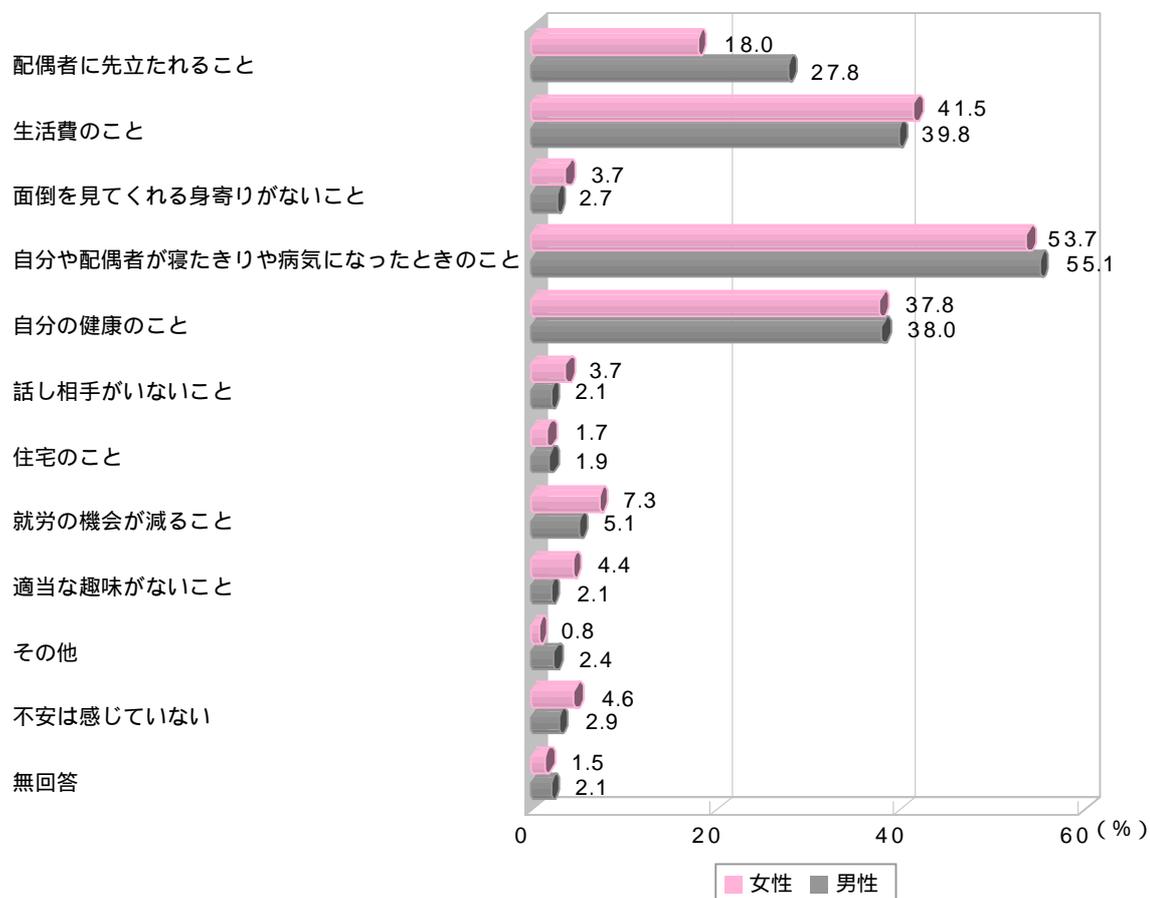
わが国では急速に高齢化が進展し、市においても65歳以上の高齢者の割合は22.2%（8,213人 平成18年4月1日現在）であり、およそ5人に1人が高齢者という状況にあり高齢化は確実に進んでいます。高齢期においても男女がともに自らの自由な選択に基づき、できるだけ自立して生活すること、社会との関わりを持ち続け、他の世代とともに豊かで活力ある社会を支える一員として、その役割を積極的に担って、充実した生活ができるような取り組みを行っていく必要があります。

アンケート調査では、自身の老後の不安として感じていることについて「自分や配偶者が寝たきりや病気になったときのこと」「生活費のこと」「自分の健康のこと」が上位にあります。また「配偶者に先立たれること」は女性に比べて男性の方が多くなっています（図13参照）。

高齢者や障害者の介護が必要な場合、その担い手は女性になる場合が多い状況であり（図14参照）高齢者の問題を解決することは、女性の問題を解決することにつながります。

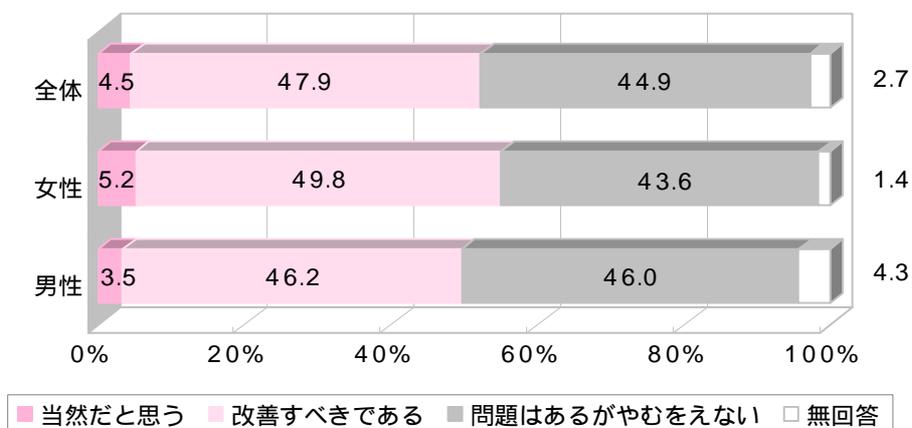
家族等の介護においても男女がともに支えあっていくような意識啓発を図るとともに、介護保険制度の充実や障害者の福祉サービスの充実を図り、誰もが自立して地域で安心して暮らせるような施策の推進を図る必要があります。

図 13 老後の不安として感じていること



資料：平成 17 年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

図 14 家族等の介護が女性の役割となりがちなことをどう考えるか



資料：平成 17 年度海津市男女共同参画に関するアンケート調査

施策の方向1 高齢者や障害者の自立支援

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス等の充実を図ります。

具体的施策	内容	関係課
高齢者保健福祉計画の推進	男女がいつまでも健やかではつらつと暮らせるよう介護サービスの計画的な提供と福祉サービスの充実を図り、高齢者が自立した生活をおくれるよう支援します。	高齢福祉課
障害者の自立生活の支援	障害者自立支援法の施行に伴い、障害者の社会参加を進め、自立した生活が送れるよう障害の程度に応じた適切なサービスの提供を推進します。	障害福祉課



方針2 生涯を通じた健康づくりへの支援

現状と課題

男女がともに自立し、生涯を通じていきいきと暮らすためには、それぞれの身体的特質を理解しあつたうえで、「自分の健康は自分で守る」という基本的な考え方に基づいて、個人の努力に対する支援と健康づくりのための環境整備が重要です。そのためには、健康に関する正しい理解と対応、定期的な健康診査等による疾病の早期発見、早期治療が必要です。

また、心臓病や脳卒中、糖尿病等の生活習慣病が増加しており、個々の健康状態に応じて適切な自己管理ができるよう運動や栄養等に関する継続的な支援が必要です。

近年、女性、男性それぞれの特有の健康状態や疾病についての関心が高まるとともに、性差に応じた的確な医療への意識も高まってきており、正しい知識の普及を図ることが必要です。

また、若年層の人口妊娠中絶や性感染症の増加が問題となっており、子どもの成長段階に応じて、性と生殖に関する正しい知識を持ち、自身の健康管理ができるような取り組みが求められています。

さらに、妊娠、出産は女性の健康管理においては重要なものであり、安心して子どもを産み育てることができるよう支援していく必要があります。



施策の方向1 男女の健康づくりへの支援

男女が、それぞれの健康状態に応じて適切な自己管理ができるように健康意識を高め、各種健康診査等の充実を図り、さまざまな取り組みを支援していきます。

具体的施策	内容	関係課
健康の自己管理の充実	健康に関する意識を高める意識啓発や健康教室、健康相談、各種健康診査、検診を実施し、またその内容の充実を図り、市民一人ひとりの健康に関する自己管理を推進します。	健康課
思春期における性と健康づくりに関する啓発	学校等との連携を図り、思春期における心と身体の健やかな成長を促す啓発活動を推進し、性に関する正しい理解の促進を図ります。	健康課 学校教育課
H I V / エイズ、性感染症対策の P R	H I V / エイズ、性感染症は健康に大きな影響を及ぼすため、正しい知識を持ち、感染を予防するための啓発活動を推進します。	健康課
性と生殖に関する健康 / 権利の視点の啓発	男女がお互いの性と健康について理解し、尊重しあうことができるような情報提供を図ります。また、リプロダクティブヘルス / ライツについての啓発活動を行い、正しい理解と意識の定着を推進します。	健康課
女性・男性に特有の病気・けがの予防の啓発	乳がんや前立腺がん等女性や男性それぞれに特有の病気や健康状態に関する情報提供や啓発活動を推進します。	健康課
心の健康の充実	身体だけでなく、心の健康についての情報提供や意識啓発、相談活動等を充実し、心身ともに健康な状態を維持できるよう推進します。	健康課

リプロダクティブヘルス / ライツ

「性と生殖に関する健康 / 権利」という。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されている。その中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

施策の方向 2 母性の保護と母子保健の充実

安心して、子どもを産み育てることができるよう、教室の開催や相談窓口、健康診査の充実を図ります。

具体的施策	内容	関係課
乳幼児健診の充実	乳幼児を対象に心身の発達の確認、疾病・異常の早期発見を行い、子どもの健全な発育・発達を促します。	健康課
母子保健の健康教室	妊娠中から子どもの成長に合わせた内容の教室により親と子に対する支援を行います。	健康課
母子保健の健康相談	育児に関する悩みの軽減等を目的に保健師等による健康相談を随時開催します。	健康課
母体保護の普及・啓発	妊婦に対する市民の理解を促すため、マタニティマーク等を活用するなど、啓発活動を推進します。	健康課
妊婦健康診査の実施	妊娠中の健康診査にかかる自己負担分の費用の一部を補助します。	健康課



基本目標V 計画推進のための体制づくり

男女共同参画社会の実現に向け、条例制定や推進会議の設置、市職場における男女共同参画の推進、市民や事業所との連携により、総合的かつ効果的に推進するうえで必要な推進体制の整備を図ります。

基本目標

計画推進のための体制づくり

方針1 施策推進体制の整備

方針2 市民・市（行政）・事業所の連携

方針1 施策推進体制の整備

現状と課題

男女共同参画社会の実現を総合的に推進していくために、市民参加による推進体制を整備し、プランの進行管理体制を確立していくことが重要です。

施策の方向1 条例制定による施策の推進

男女共同参画社会の実現を総合的に推進するため、条例を制定します。

具体的施策	内容	関係課
条例の制定	条例を制定し、男女共同参画社会の実現を推進します。	企画課

施策の方向2 計画の進行管理体制の確立

このプランを市民・市(行政)・事業所が連携し、積極的に進めていくために、市民参画によるプランの推進体制を整備するとともに、計画の進行管理体制を確立し、プランが実効性のあるものとなるよう取り組みを行います。

具体的施策	内容	関係課
推進会議による計画の推進	公募による市民委員を含む推進会議を開催し、プランの進捗管理・推進を図ります。	企画課
定期的な進行管理・評価と結果の公表	庁内組織により、1年ごとにプランの進行状況を把握、検討し、評価を行います。結果については、市民に公表します。 また、プラン評価の一つとしてアンケート調査を実施します。	企画課
定期的な見直し・改訂	プランの内容については、社会的、経済的な行政の変化に伴い定期的な見直し、改訂を行います。	企画課

施策の方向3 市職場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現及びこのプランの推進にあたっては、市職員の十分な理解とそれに基づく行動が必要です。市民や事業所だけでなく、市職場においても、男女が対等な立場で能力を十分に発揮できる環境づくりに努め、男女共同参画を推進していきます。

具体的施策	内容	関係課
市職員の研修の充実	男女共同参画に関する研修を行い意識の啓発に努めます。	企画課
男女平等の職場づくり	職場における慣習、慣行を見直し、男女平等を実現します。	全課
女性職員の管理職等への登用の推進	女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクション(積極的改善措置)を実施します。	総務課
特定事業主行動計画の推進	特定事業主行動計画について周知・啓発活動を推進します。	全課

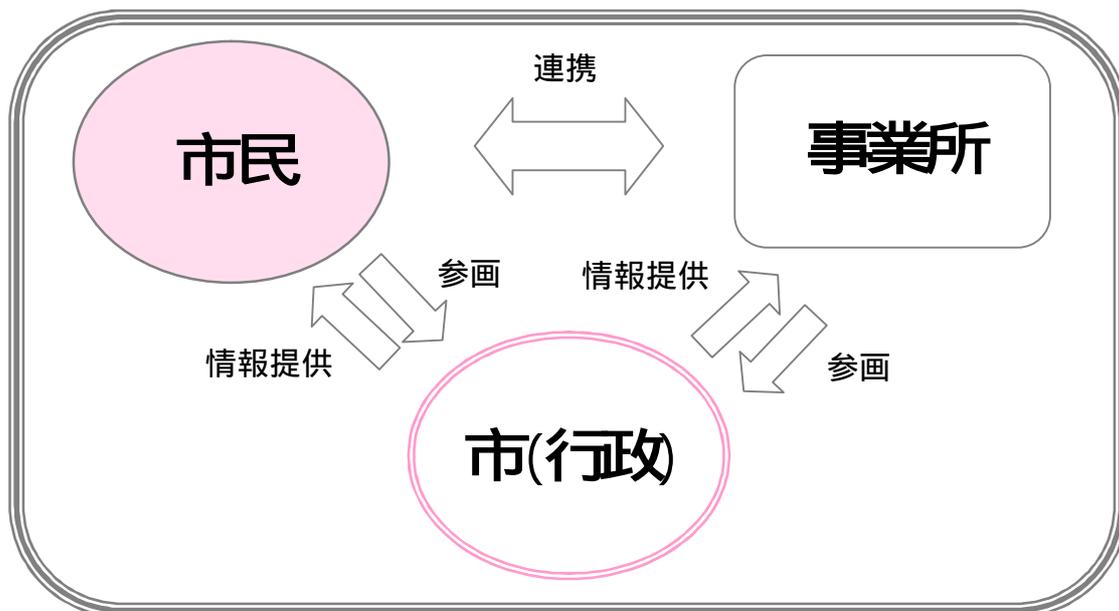
特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」第19条第1項に基づき、国及び地方公共団体などが策定する行動計画。計画には、仕事と子育ての両立を図るために必要な環境の整備などに関する取り組みについて、達成すべき目標、講ずべき措置の内容等を記載する。

方針2 市民・市（行政）・事業所の連携

現状と課題

プランを推進し、その理念の浸透を図るためには、市（行政）だけでなく、市民、事業所が連携して推進していくことが重要です。



施策の方向1 計画に基づく行動の促進

市民・市（行政）・事業所の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を図ります。

具体的施策	内容	関係課
情報の収集・発信の充実	男女共同参画社会の実現に関する情報の収集や研究等を行い、その成果を市民に情報提供していきます。	企画課
市民団体やボランティアと連携した事業の実施	市民の自主的な活動と連携した事業を行っていくことにより、男女共同参画意識の高揚を図ります。	企画課